未成熟いんげん	0.5ppm
その他の野菜	0.05ppm
いちご	0.1ppm
バナナ	0.05ppm
その他の果実	0.02ppm
その他のハーブ	0.1ppm
はちみつ	0.05ppm
（略）	
(2)～(15)　（略）	
7～12　（略）	
B～D　（略）	

附　則

この告示は、告示の日から施行する。ただし、その他のきく科野菜、アスパラガス、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、もも、もも（果皮及び種子を含む。）及び茶に残留するアクリナトリンの量の限度、オレンジ及びグレープフルーツに残留するインピルフルキサムの量の限度、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、その他の豆類、てんさい、たまねぎ、にんにく、にら、その他のゆり科野菜、セロリ、トマト、ピーマン、なす、きゅうり、かぼちゃ、すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、まくわうり、まくわうり（果皮を含む。）、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、みかん、みかん（外果皮を含む。）、なつみかんの果実全体、レモン、グレープフルーツ、ライム、びわ、びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）、もも、もも（果皮及び種子を含む。）、すもも、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、かき、グアバ、パッションフルーツ、綿実及びコーヒー豆に残留するスピロテトラマトの量の限度、大豆、その他のなす科野菜、その他のうり科野菜、しいたけ、その他のきのこ類及びもも（果皮及び種子を含む。）に残留するスルホキサフロルの量の限度、ばれいしょ、やまいも、だいこん類の葉、にんにく、にら、なす、きゅうり、すいか、ほうれんそう、未成熟えんどう、えだまめ、その他の野菜及びその他のハーブに残留するダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネートの量の限度、トマト、きゅうり及びかぼちゃに残留するフルチアニルの量の限度並びにチンゲンサイ、にんにく、なす、かぼちゃ及びいちごに残留するホスチアゼートの量の限度に係る改正規定は、告示の日から起算して一年を経過した日から施行する。

○総務省告示第百五十号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第四条の三第二項の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第百四号（電気通信事業法第十二条の二第四項第二号ロの電気通信設備を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和七年四月二十三日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
次に掲げる電気通信設備であって、別表の上欄に掲げる区域において、同表の下欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの	［同上］
［一～七　略］	［一～七　同上］
別表	**別表**

区域	電気通信事業者
［略］	［略］
神奈川県	株式会社ジェイコム湘南・神奈川
山梨県	株式会社日本ネットワークサービス
富山県	株式会社ケーブルテレビ富山 株式会社オプテージ

区域	電気通信事業者
［同上］	［同上］
神奈川県の区域に静岡県熱海市泉の一部及び裾野市茶畑の一部の区域を併せた区域	株式会社ジェイコム湘南・神奈川
富山県の区域のうち中新川郡立山町芦峅寺ブナ坂外の一部の区域を除く区域	［同上］

その他の野菜	0.05ppm
いちご	0.2ppm
バナナ	0.05ppm
その他の果実	0.02ppm
その他のハーブ	0.1ppm
（略）	
(2)～(15)　（略）	
7～12　（略）	
B～D　（略）	